



お盆休みも過ぎ、9月に入ったら急に涼しくなってきました。休暇を利用して田舎へ帰省された方も多いのではないのでしょうか。

私も母と一緒に墓参りをし、田舎で休暇を過ごしてきました。

年金を受給している母ですが、今でも現役で仕事をしております。

年金だけで生活ができれば良いのですが、税金や保険料の支払いをすると手元に残るお金だけでは難しいようです。

確かに、定年後も税金や保険料の支払いはあるんですね。

どのような税金・保険料があるのでしょうか？

定年後の税金・保険料

主な税金は「所得税」と「個人住民税」ですが、2013年からは東日本震災復興の財源となる「復興特別所得税」が加わりました。

また、家や土地を所有する人は「固定資産税」、車を所有していれば「自動車税」がかかります。

税金だけではありません

社会保険料には、「国民健康保険料」と「介護保険料」があります。

自宅の「火災保険」や「地震保険」、ご自身が加入している「生命保険」など

を合わせると支払わなくてはならない税金や保険料はかなりあることが分かります。

＜税金＞

支払い義務のあるもの	個人によって異なるもの
所得税	固定資産税
個人住民税	自動車税等
復興特別所得税	

＜保険料＞

支払い義務のあるもの	個人によって異なるもの
国民健康保険料	火災保険
介護保険料	地震保険
	生命保険等

実例 69 歳（女性）、配偶者なし、持ち家あり、所有車なし

・ 収入

年金収入：75 万 6,000 円／年（月 6 万 3,000 円）

給与収入：60 万円／年（月 5 万円）

・ 支出

所得税、個人住民税、復興特別所得税は非課税枠内の為、課税なし

国民健康保険・介護保険料：月 1 万円強

固定資産税：年 12 万円（月 1 万円）

自動車税：所有車なしの為、課税なし

火災保険・地震保険：年 2 万円（月 1,600 円）

生命保険料：年 24 万円（月 2 万円）

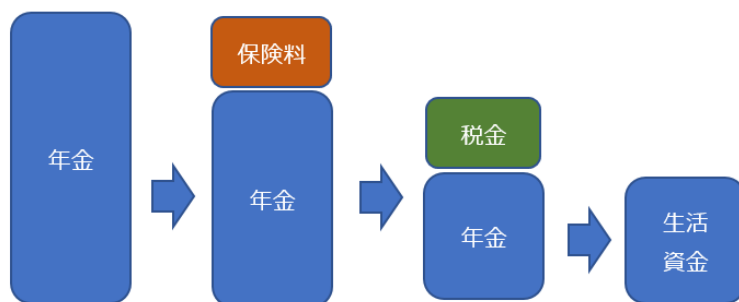
収入	支出
1,356,000円／年	500,000円／年
113,000円／月	41,600円／月

月 7 万円の生活費

収入から支出をひくと月 7 万円が生活費となります。これだけでは、毎月暮らしていくのは難しいですね
...

貯蓄を切り崩したり、収入を増やしたり、といった対策が必要になります。

<イメージ図>



「ねんきん定期便」などで確認している年金支給額から、上記のような税金や保険料がひかれたものが生活資金となります。

年金支給額は全額、手元に入るわけではありませんので、注意が必要です。

ポイント

- ・ 年金支給額は全額が手元に入らないので注意
- ・ 定年後の税金や保険料をあらかじめ試算しておく
- ・ 現在の生活資金との差額を把握し、対策をたてる